

ジャマイカ交流フェスタ開催業務仕様書

1 委託業務の名称

ジャマイカ交流フェスタ開催業務

2 委託業務の目的

東京 2025 世界陸上に伴いジャマイカ選手団が本県で事前合宿を行うことを契機に、県民のジャマイカに対する理解・関心を深め、国際交流による地域活性化を図るため、ジャマイカの文化等に触れる機会や選手団との交流の機会を創出する。

3 業務期間

令和 7 年契約締結日から同年 10 月 31 日まで

4 ジャマイカ交流フェスタの日程及び会場

(1) 日程 令和 7 年 9 月 6 日 (土) から同月 7 日 (日) 11 時～16 時 (予定)

(ただし、6 日はサイン会のみ)

(2) 会場 ヤマトスポーツパーク (県立布勢総合運動公園) 中央広場

※雨等によりイベントを中止する場合、その決定は原則として開催日の 3 営業日前に行う。

なお、サイン会は雨天決行とする。(雨天の場合は、陸上競技場第 1 会議室を予定)

5 委託業務の内容

(1) 開催準備業務

(ア) 実施計画書 (ステージプログラムを含む) の策定

(イ) ブース出店者の手配

(ウ) ステージに出演する演者並びに司会の手配

(エ) ステージ進行台本、運営マニュアルの作成

(2) 会場設営業務

(ア) 会場内への本イベント用特設ステージ (屋根有り) の設営 (幅 10m×奥行 6m程度)

(観客席の設置及び本イベントのタイトルパネル掲示を含む)

(イ) ブースの設置 (20 小間程度、机、イス、電源等の必要備品の設置を含む)

(ウ) サイン会場場の設置 (2 小間程度、バックボード等の装飾を含む)

(エ) 会場内の装飾及び看板 (ブース看板、案内看板等) の作成並びに設置

(オ) 音響機材等イベント実施に要する機材の準備

(カ) 会場設営に伴う搬入・搬出作業

(3) 運営業務

(ア) イベント運営に必要な備品、消耗品等の手配

(イ) イベント運営に必要なスタッフの手配

(4) 広報業務

(ア) 印刷物の校正は 2 回行うこととし、制作物のデータ一式も併せて納品すること。

(イ) チラシのデザイン及び印刷 (A4 両面カラー、22,000 部程度)

納品期日：7 月中旬

納品場所：鳥取県庁地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課

(ウ) のぼりのデザイン及び制作 (200 本程度、ポール 200 本・土台 100 台を含む)

納品期日：7 月下旬

納品場所：鳥取県庁地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課

(エ) 陸上競技場に設置する横断幕の制作 (縦 1m×横 6m程度)

納品期日：8 月上旬

納品場所：県立布勢総合運動公園

(5) (1) ~ (4) に伴う管理業務

なお、演者や音響設備の手配等、業務の実施にあたっては鳥取レゲエアンバサダー等と連携して実施するものとする。

また、イベント期間中は警備を配置するため、ブースの配置等については発注者と連携をとること。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) 及び(2) の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(1) から(3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1) から(4) までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

11 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

12 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

13 事故等発生時の対応義務

(1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.4 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.5 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.6 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から20日以内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)の規定を準用する。

1.7 委託料の支払

- (1) 受注者は、1.5(2)の検査に合格した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

1.8 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認められたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

1.9 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

2.0 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - エ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第

45号) 第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

カ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであり、知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(5) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2.1 賠償の予定

受注者が20の(3)エに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.2 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、6の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

2.3 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.4 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.5 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。